

# 保険・年金 フォーカス

## 日本 150 年、中国 200 年

— 意外と長い中国の保険の歴史 —

保険研究部門 研究員 片山 ゆき  
(03)3512-1784 katayama@nli-research.co.jp

### 1 | 近代保険業の夜明け

中国における近代保険業の歴史はおよそ 200 年と意外に長い。

その歴史を紐解けば 1805 年、イギリスの東インド会社が開港地の広州に設立した「広州保険会社」(Canton Insurance Society) にまで遡る。日本の近代保険業の始まりを 1859 年とすると(横浜港で外国保険会社・支店による保険の引受開始)、中国の近代保険業は日本よりも半世紀ほど早くスタートしているのだ。

また、その歩みはその時々々の中国の歴史を色濃く反映しているということも特徴の 1 つと言えよう。19 世紀、列強が中国に進出する中で、貿易において優勢を誇っていたイギリスを中心に保険会社が設立された。特に、アヘン戦争による南京条約締結後、開港された上海、割譲された香港にも拡大しており、現代においてこれらの地域で保険の普及が進んでいることにも納得ができる。1930 年代は上海を中心に保険業が最も盛んだった時期で、当時、上海だけでも英・米・加・蘭・日本などの外資系保険会社がおおよそ 130 社、内国系保険会社が 30 社あまり存在していた。当時、外資系保険会社は中国保険市場において圧倒的なシェアを占めていたのである。

### 2 | 20 年間の空白期間

1949 年に中華人民共和国が設立され、共産党の政権下になるとその様相は一変する。

共産党政府はそれまで国民党政府が運営をしていた保険会社、民営の中小の保険会社、外資系保険会社等、内外を問わずおよそ 200 社を収容・統合した国営の中国人民保険公司(PICC)を設立、事実上、同社 1 社による独占市場としたのだ。

一方、それまで圧倒的なシェアを占めていた外資系保険会社のシェア(収入保険料ベース)は 1949 年の 62% から翌年には 9.8% にまで縮小、1952 年には完全な撤退を余儀なくされている。

独占市場となった PICC は生損保兼営で、取扱業務を火災保険、海上保険等の財産保険、家畜保険、農作物保険、簡易生命保険等に拡大、最盛期には全国およそ 1,800 ヶ所に拠点を設け、従業員も 51,000 人までの規模となった。しかし、そんな PICC も中国国内の政治運動の煽りを受けることになる。1958

年、全国の人民公社化やそれに伴う保険不要論によって、必要最低限の国外業務（貨物運輸保険、船舶保険、国際線航空保険、再保険等の外貨建業務）を除いて、国内引受業務は停止に追い込まれたからだ。更に、PICC は組織としても中国人民銀行の一部門に格下げされ、文化大革命期間中、人員は13人まで縮小、1976年に終了するまでの20年間は事実上、業務停止状態となったのである。

### 3 | 保険業の復活

ある意味においては、保険を中国にもたらしたのも(英)、閉ざした市場を再度開放するよう働きかけたのも(米)海外の保険会社であり、中国保険業の発展に大きく寄与していると言えるのではないであろうか。

文化大革命後期の1972年、米ニクソン大統領に続いて1975年にはAIGのCEO(グリーンバーグ氏)が訪中し、PICCと会談を果たしている。AIGは1919年にカリフォルニア出身のC.Vスターが上海で創業し、その後第二次世界大戦の中で本部をニューヨークに移したという経緯がある。同社は「創業国に戻る」という名の下、1992年、中国に再進出した最初の外資系生保(AIA)であり、現在も唯一合弁形態をとらずに営業が許可されている。

1979年になると改革開放政策にともなって、PICCは国内引受業務の一部を、1982年には全ての業務を再開している。以降、保険市場を対外開放する前にまず自国の保険会社の設立や市場参入を優先したこともあって、平安保険公司、太平洋保険公司の設立など内国系保険会社の設立が相次ぎ、PICCによる市場の寡占は次第に緩和されていったのである。

また、外資系保険会社については前述のAIAへの営業許可に引き続き、WTO加盟(2001年)に向けた諸外国との交渉とともに、ほぼ1国1社のペースで営業許可が発給された。

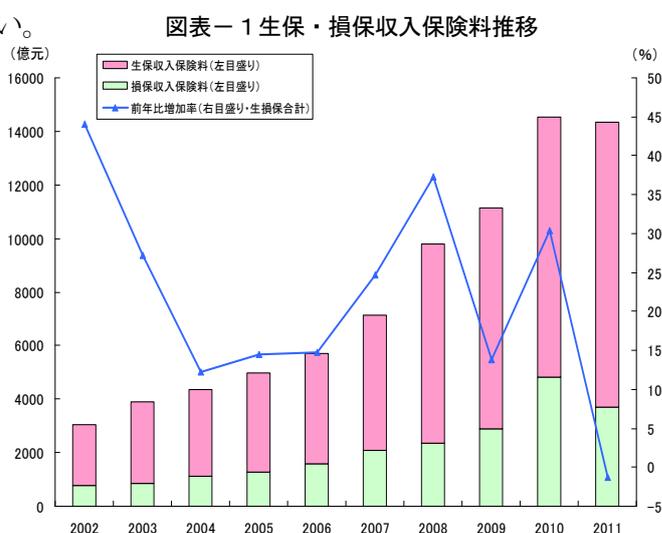
### 4 | 保険市場の再開放

WTO加盟に際して、中国政府は保険市場の開放スケジュールを約束し、2004年までに進出都市などの地理的制限の撤廃、損保引受の段階的な緩和、設立形態(出資比率など)の緩和をすとした。

ただし、合弁生保会社への出資はAIG(100%出資)、マニュライフ(外資が51%出資)を除いて、全て50%となっている。これはAIAの進出後、内国系保険会社へとられた保護措置でもある。対外開放はほぼスケジュールとおりに実施されたものの、上述のような出資比率の制限、内外資間での許可発給スピードが異なるなど待遇の格差は完全に撤廃されたわけではない。

2011年末、中国保険マーケットにおける保険会社はおよそ120社。そのうち内国系保険会社は73社(生保:34社、損保:39社)、外資系保険会社は44社(生保:25社、損保:19社)と内国系保険会社が半数以上を占めている。

収入保険料ベース(2011年)ではWTO加盟後の2002年と比較すると5倍と大きく成長している(図表-1)。ただし、内国系保険会社(生損保合計)が市場の96%と圧倒的なシェアを占めている。



(出所) 中国保険監督管理委員会、中国保険年鑑

## 5 | 今後の成長

一方、世界に目を転じてみると、中国保険市場のシェアの上昇は勢いを増している。保険・年金フォーカス 2012 年 4 月 23 日「保険料で見る世界の生保市場 2010 – スイス再保険のデータから –」(<http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2012/focus120423-2.pdf>)にて紹介されているように、2010 年の生命保険料国別シェアでは中国が 5 位とアジアでは日本に次いで 2 番目の規模にまで成長している。また、2021 年には生命保険料の世界ランキングにおいて、中国が 2 位に躍進すると予想されるなど今後も持続的な成長が見込まれている。

中国では人口の規模が大きいことから、2010 年時点で 1 人あたりの生保の保険料支出は 105.5 ドル(日本はおおよそ 3500 ドル)、普及率(保険料収入/GDP)は 2.5%(日本は 8.0%)と小さいものの、成長のポテンシャルは高い。2011 年以降の 5 年間(第 12 次 5 ヵ年計画期間)で 1 人あたりの GDP が 5 千ドルから 1 万ドルに倍増するとされており、保険が最も普及する重要な時期としてより一層の成長を期待したい。